

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

信州・春の安全衛生教育推進運動の実施

信州・春の安全衛生教育推進運動を本年12月から翌年2月末までを準備期間、3月1日から5月31日を本期間として実施致します。長野労働局より、別紙実施要綱に基づく取組、周知について協力要請がありました。



長野労発基 1129 第1号
平成 29 年 11 月 29 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部 支部長 岩下 勝美 殿

長野労働局長



信州・春の安全衛生教育推進運動の実施について（御依頼）

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただき、また、先般、標記運動への賛同と実施要綱（案）に対する御意見等をいただき併せて御礼申し上げます。

今般、いただいた御意見等を踏まえ、別添のとおり実施要綱を策定し、標記運動を展開することといたしました。

つきましては、協賛者の立場から、実施要綱の機関誌、ホームページ等を通じた会員事業場等への周知・広報や安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力等について御協力・御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、12月1日から中央労働災害防止協会主唱の平成29年度安全衛生教育促進運動が別添リーフレットのとおりに実施されますので、併せて周知・広報等をお願い申し上げます。

【関係資料の添付】

中央労働災害防止協会「平成29年度安全衛生教育促進運動実施要領」

中央労働災害防止協会作成リーフレット「平成29年度安全衛生教育促進運動」

平成 29 年 12 月
長野労働局

信州・春の安全衛生教育推進運動

実 施 要 綱

1 趣旨

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を防止するためには、労働者への十分な安全衛生教育が不可欠です。とりわけ、4月には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。

長野県内における休業4日以上死傷者数を見ても、経験期間が1年未満の未熟練労働者の災害は全体の約2割を占め、雇入れ時等の安全衛生教育が適切に行われていないと思われる災害も発生しています。

労働安全衛生法では、新規に労働者を雇い入れた時、業務内容が変更となった時、危険や有害な業務に就かせる時には、就業形態に関わらず、すべての事業場で安全衛生教育を実施することが義務付けられています。

労働災害防止は事業者のみならず、行政や労働災害防止団体、事業者団体も含め関係者すべての責務です。とりわけ、地域の宝である若者が、十分な安全衛生教育を受けないまま労働災害の被害者となることは、地域の大きな損失につながるものであり、何としても避けなければなりません。

この運動は、労働現場では常識となっている「セーフティ・ファースト—安全第一」の考え方を、新人教育等において、労働者1人1人に浸透させ、地域全体の安全衛生意識を向上させることを運動の柱とするものです。

また、信州・危険の「見える化」推進運動と連携し、安全衛生教育を実施していることを事業者・管理者が認識できること、安全衛生教育を受けていることを労働者が実感できることなど、「見える化」を進めることにより、安全衛生教育を確実に実施してゆく長野県の企業文化を醸成し、もって労働災害の撲滅を図るものです。

2 実施期間

(1) 本期間

原則、毎年3月1日から5月31日までの3か月間とする。

なお、企業によっては採用時期が異なるため、上記3か月の間で期間を柔軟に設定できるものとする。

(2) 準備期間

前年12月1日から翌年2月末日までの3か月間とし、12月1日から中央労働災害防止協会が主唱する「安全衛生教育促進運動」、12月15日から翌年1月15日までを中心に各労働災害防止団体等が実施する「年末・年始無災害運動」期間を活

用し、前年度の安全衛生教育実施状況の検証を行い、新年度に向けて実施する安全衛生教育計画を2月中に策定することとする。

3 主唱者

長野労働局及び各労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人長野県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会長野県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部、一般社団法人日本ボイラ協会長野支部、一般社団法人日本クレーン協会長野支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会長野支部、長野県ゼロ災運動推進連絡会、長野県RSTトレーナー会、独立行政法人労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センター、一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会（順不同）

5 協力者

一般社団法人長野県経営者協会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、一般社団法人長野県建設業協会、公益社団法人長野県トラック協会（順不同）

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 事業場、関係機関・団体等に対する本運動への協力依頼
- (2) 本運動を広く普及するため、取組事例を収集し、長野労働局ホームページに掲載する等により、事業者等への情報提供

8 協賛者・協力者の実施事項

- (1) 登録教習機関にあっては、各種技能講習の適正な実施
- (2) 特別教育を自ら実施できない事業者が少なからずあることを考慮した、特別教育の計画の策定及び適正な実施
- (3) 上記技能講習、特別教育以外の安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- (4) 機関誌等を通じた、事業場等への安全衛生教育の周知・広報

9 実施者の実施事項

- (1) 経営者、管理者

ア 労働安全衛生法に基づく雇入れ時等の安全衛生教育の確実な実施

特に、派遣労働者に対しては、派遣元事業者・派遣先事業者それぞれが自ら実施しなければならない事項を確実にを行うとともに、派遣元事業者・派遣先事業者の間で労働者の安全衛生教育の実施状況や習得度等の情報を共有し、連携して以

下の教育を効果的に行う。

- ① 雇入れ時
- ② 作業内容の変更時
- ③ 一定の危険又は有害な業務に就く者への特別教育

イ 職長教育・能力向上教育等の確実な実施

- ① 職長になった者に対しての職長教育又はこれに準じた教育の実施
- ② 作業主任者・技能講習を修了した者に対する能力向上教育の実施

ウ 安全衛生教育を実施する担当者等の養成

RSTトレーナー等の安全衛生教育を実施する者の計画的な養成の推進

エ 年間安全衛生教育計画の策定

- ① 上記の安全衛生教育を、確実に、効率的かつ効果的に実施するために、年間安全衛生教育計画を策定する。
- ② 事業場の安全衛生活動を効果的に推進するため、年間安全衛生教育計画の内容と年間労働安全衛生計画の有機的な連携を図る。
- ③ 安全衛生教育計画の策定に当たっては、安全委員会（あるいは、労働衛生委員会。事業場によっては、安全衛生委員会）等で審議する。なお、委員会の設置義務のない小規模事業場では、日常的な労使間での安全対策等に関する意見交換の機会を設けて審議する。

(2) 労働者

- ア 意欲をもった安全衛生教育への参加
- イ 安全衛生教育内容の実践

10 その他

年間安全衛生教育計画の策定及び実施に当たっては、平成3年1月21日付け基発第39号（改正平成28年10月12日付け基発1012第1号）通達「安全衛生教育及び研修の推進について」の別紙「安全衛生教育等推進要綱」に留意するものとする。

(参考) 労働安全衛生法 (抜粋)

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(職長等の安全衛生教育)

第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

(有害業務従事者等の安全衛生教育)

第 60 条の 2 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

平成29年度

2017年12月1日 ▶ 2018年4月30日

安全衛生教育促進運動



安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、最終年度である第12次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

正しい知識で 職場を安全・健康に!

平成28年に前年を上回った休業4日以上死傷者数は、平成29年も減少傾向がみられず、増加の一途をたどる業種もあるなど、厳しい状況となっています。死亡災害が夏場に急増したことを受け、厚生労働省は9月に労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

その中では、職場内の安全衛生活動の総点検の実施や事業場の安全管理体制の充実とともに、効果的な安全衛生教育の実施が求められています。

雇入れ時教育・**職長等教育**・**作業内容変更時教育**・**特別教育**
等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働安全衛生法で **義務付け**
られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

技能講習・
特別教育が
必要な業務を
知りたい!

テキストは
どこで
買えるの?

安全衛生教育の
実施状況が
確認できる
チェックリストが
ほしい!

技能講習や
特別教育は
どこで実施
していますか?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で  [検索](#)

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 **メール** koho@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教育機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ポイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ポイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会